

令和7年度 佐世保市人権施策審議会

日時	令和7年11月17日(月) 14:00~15:30
場所	佐世保市役所 4階 第二委員会室
出席者	<p>〔審議委員〕 出口委員、和田委員、神吉委員、斐委員、竹下委員、本多委員、土井委員、中西委員 ※欠席：伊澤委員 ※委員数 9名のうち半数以上(8名)の出席があるため会議開催可。(条例24条)</p> <p>〔事務局〕 細井部長、菊永課長、松尾係長、吉田主査</p> <p>〔傍聴者〕 なし</p>
議題	1. 令和6年度人権教育・啓発基本計画の実施状況について
資料	1. 会次第 2. 座席表 3. 委員名簿 4. 佐世保市人権教育・啓発基本計画(改訂版)令和6年度実施状況報告書(事前配布) 5. 各人権問題、課題8~課題12 6. 佐世保市人権教育・啓発基本計画における人権問題と関係する計画、所管課一覧 7. 「佐世保市人権教育・啓発基本計画令和6年度推進状況」に対する人権施策審議会委員からの事前質問 8. 令和7年度長崎県人権教育中央研修会実施要項(案)
内容	1. 開会 2. 挨拶 事務局挨拶(細井部長) 3. 委嘱状交付 4. 委員自己紹介 5. 会長、副会長の選出 会長、副会長の挨拶 6. 議事 議題(1)佐世保市人権教育・啓発基本計画の実施状況について ●事務局から資料1、2及び委員からの事前質問について説明 資料1【計画に推進項目記載あり】 第2章 人権問題の現状と施策の方向性 1. 女性に関する問題 2. 子どもに関する問題

3. 高齢者に関する問題

4. 障がい者に関する問題

5. 同和問題

【質問票：同和問題についての相談窓口はありますか】

事務局：同和問題に特化した相談窓口は設置しておりませんが、ご相談については人権男女共同参画課でお受けし、必要に応じて関係機関と連携してまいります。

【質問票：各地区コミセンで行われた人権・同和教育に関する講座内容はどのようなものでしょうか。】

事務局：令和6年度には29の講座を開催しています。

人権課題種別の内訳は「外国人3」「高齢者23」「障がいのある人1」「子ども2」です

代表的な事例としては以下のとおりです。

- ・手話を学ぼう・・・人権課題②子ども 対象（幼児・児童・生徒）
- ・相続と遺言・・・人権課題③高齢者（対象:市民）
- ・ワイヤーモールで花束づくり・・・人権課題④障がいのある人（対象:市民）
- ・異文化サロン「教えて」韓国料理・・・人権課題⑥外国人（対象:市民）

6. 外国人に関する問題

7. HIV感染者、ハンセン病患者等に関する問題

【質問票：ハンセン病に関する取り組みは？】

事務局：ハンセン病につきましては、本市ホームページで情報を発信するほか、広報させばにも記事を掲載し、周知、啓発を図っております。

第3章 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場における人権教育・啓発

(1) 学校等

(2) 家庭、地域社会

資料2【計画に推進項目記載なし】

8. 原爆被害者に関する問題

9. 犯罪被害者等に関する問題

内 容

10. インターネットによる人権侵害に関する問題

11. 北朝鮮当局による拉致問題等

12. その他の人権問題

会長：ただいま、事務局からご説明がありました内容について、ご質問、ご意見等は
ございませんでしょうか。
ございましたら、挙手の上、ご発言ください。

委員：説明ありがとうございました。私が質問しておりました15ページの同和問題
についての相談窓口について、特別に設置はしていないということですが、今
までに相談があったのかどうか。
私たちは学校教育の場面など、いろいろな機会に学習をしながら、佐世保市の
同和問題についていろいろな学習を進めているのですが、佐世保市としてはど
ういうふうにとらえてらっしゃって、今までどのような相談の状況があったの
か、可能な限りでよいので教えていただければと思うのですがいかがでしょ
うか。

事務局：私が担当してから、この5年の間にということによろしいでしょうか。
今まで部落差別に関してご相談を受けたのは、庁内からの相談が2件ほどござ
いました。
対応している方がどうも部落差別的な発言をされているのだけれど、どう対応
したらいいでしょうかとか、被差別部落と言われる地域がどこなのかを教えて
欲しいと言われているが、どう対応したらいいでしょうかというようなご相談
がっております。
実際に部落差別を受けているというようなご相談はお受けしたことはありません
が、やはり差別意識を持たれている方がまだまだいらっしゃるということが
分かるようなご相談がございました。
以上です。

委員：ありがとうございました。
実際に学校の中で学習をしたときに、子どもたちの感想の中に、何かそうやっ
て大人が言っているのを聞いたことがあるというような感想もあり、やはりそ
ういう意識を持ってらっしゃる方がいるんじゃないかなと思うので、17ペー
ジの各地区のコミセンで行われた講座なんかもですね、同和問題についてとい
うような項目も取り入れていったほうがいいんじゃないかなと思っているところ
です。

内 容

やはり、学校では正しいことをきちんと知ることが一番大事だよということで、今年、宮中学校でも部落問題学習を行う予定ですが、社会的にも教育の中だけではなく、いろんなところで啓発が進んでいけばいいなと思っています。
以上です。

会長：他にございませんでしょうか

委員：資料を見ていろいろな活動をされているということは認識したのですが、取り組み状況については実際の数字を把握されてやられてるというのは十分活動としては認識しております。

その中で、自己評価のところに○と◎がありますよね。

その基準がよくわからないのですが、他にも△とか×とかがあるのでしょうか、初歩的なところですみません。

事務局：評価基準は、あくまでも自己評価ということで自分たちの取り組みがどうだったのかを振り返り、○と◎と△をつけていただいております。

資料1の表紙から2枚めくっていただくと、達成度の評価について記載しております。◎は、十分な活動ができたり成果が上げられたと自身で考えられるもの。○は、利用者数や件数、日数等に増減はあるものの一定の成果があったと考えているもの。△が利用者数や件数、日数等が減少傾向にあり事業の実施方法などに工夫を要すると自己評価として考えているものということで、◎、○、△この3種類で評価をいただいているような状況です。

委員：ありがとうございました。

例えば自己評価をしたときに○のところの項目の説明を見ると、足りないところについて説明がある部分と何もなくてするっといっている部分とがありますよね。

その違いって何なのですか。

事務局：なかなかですね、工夫をしても△から○にあがれないものが毎年結構あっている状況で、ご説明差し上げるときには前年度と6年度を比較して、変化が大きかったと思われる項目を中心にご説明させていただいているような状況です。

委員：一点いいですか。

この評価の中で外国人に関わるところで、就業人数の減りに対する外国人の対応について、たまたま私の地元にはフィリピンからの人たちがいるんですよ。

昨今、全国的に見ると埼玉の川口市などでは、外国人問題とかいろいろ発生していますよね。

佐世保市ではそういった問題はまだ何も起こってないのでしょうか。

事務局：私どもの聞こえる範囲では、外国人材受け入れなどについて、ニュースで言われるような大きな反対意見などは届いていない状況です。

先日、フィリピンの方や東南アジア系の方を多く採用されている企業様などにもご参加いただいた第1回外国人材受入協議会を商工労働課が中心で開催されたばかりなのですが、そういった企業様の方も採用された外国籍の方などに配慮された対応をされておりまして、その周囲で何らかのトラブルがあって困っていますというようなお話も今のところは聞こえてはいない状況です。

会長：他ございませんでしょうか。

委員：私も今、先ほど委員が言われたことが最初見たときにすごく気になっていて、○と◎は多分もうほとんど問題ないという捉え方なのだろうなと思ったんですけれども。

前年度と比べてという話が先ほどありましたけど、長期的なところでその辺の評価はどんなふうを考えて表に出していくのかなというのと、あとこれは、一つ一つの話について成果がどうだったという自己評価があっますけど。

全体の評価については、総合計画の中なのか何なのかで出されてるのがあるのかということについて、もしよかったら教えてください。以上です。

事務局：人権の計画自体、終期が設定されていない計画になっております。

人権の進捗については、何で評価するのかというのが非常に難しいものがございまして、困られている方への支援であるとかご相談というのは当然日々お受けしているような状況ではありますが、全体として人権の社会状況がどうなったのかということについては、私たちもどうすればよいのかということをや日々悩んでいるような状況です。

その中で、今回の報告書ですけれども、一応最終ページにその年の総合評価ということで全体の総評をさせていただいておりまして、そちらで今のところこういう現状ですよというのをご報告差し上げているところです。

事務局：補足です。通常色々な計画などは5年で変えていくというのが多いのですが、人権につきましては国の方も、その5年というスパンでは考えられていません。

いわゆる子どもの人権も、小学校1年から中学校3年まで考えたら9年。そこで変わったことを途中で言うのもっていうところで、長いスパンで見ない

といけないっていう部分がございますのでなかなか年度ごとの評価は難しいというところで、先ほど申しましたようにこちらの報告の中でも総合評価という形で、表に公表しているという状況です。
以上です。

委員：すごくわかりやすい説明ありがとうございました。

人権というものの位置付けというのが改めて今の様子でわかりました。
ありがとうございました。

委員：質問です。

分類をされていた中の子どもに関する問題がありますが、児童生徒がここには入っていない。範囲が人権は幅がちょっと広いので何とも言えないのですが、子どもの人権という話が出てくると学校での人権の話を取り上げないといけないのではないかと。この資料を見てもどこにも取り上げてなくてですね、結構子どものお母さんへの支援とか子どもの保育園とか幼稚園の話は出てくるのですけど。

小中高校での子どもたちの人権がどこにも取り上げてないというのは、むしろそっちの方を取り上げてもらわないといけないんじゃないのかなというふうに思いました。教育のところがあるので、ここでは触れないということなのかもしれないなと思いつつ、質問をさせていただいています。最近友人に聞いた話では、勉強したいけれども権利が守られてないということが、結構佐世保では多く発生しているという声があるんです。

もちろん教育委員会でされているとは思いますが、人権の部分でも、学校のことに触れていないのが何でなんだろうというふうに思いました。

事務局：この人権問題について事業を所管しているところが、10年以上前に切り分けられていて、なかなか難しいところがあるのですが、子どもに関する学校の部分が子どもに関する問題のところに出てこずに、最後の方になりますが、あらゆる場における人権教育啓発（学校等）が22ページから始まっております。

前段は子どもの問題とかぶるような形で記載がございますが、25ページあたりから、学校の部分に少し触れさせていただいているような状況がございます。

計画の見直しの際には、もう少しこのあたりの整理を考えていかないといけないのかなと思っております。

委員：分類が今まで別枠だったということで、この「子ども」というのは本当に幼児期の子達という認識で合っていますか。

事務局：現在の計画を見て、私が思うところですが、資料3をご覧ください。

主な人権問題とそれに関係する計画ということで、子どもに関する問題の部分に第二期新佐世保っ子未来プランが割り当てられています。

行政の縦割りの部分に絡んでくるのかと思うのですが、計画が作られた当時の状況について想像の範囲になりますが、子どもに関する問題の部分では子ども未来部が担当されているような事業を中心に中身が考えられていたというような状況があるのではないかなと思っております。

委員：先ほど学校の子どもたちのというところで、この人権教育・啓発基本計画が2015年のもので、もう10年経ち、(社会状況も)大分変わってきていて、子ども基本法もできています。私が教員になったばかりのときには、大人だからちょっと偉いじゃないですけど、子どもと大人とだと、ちょっとそうやって上からというところがあったのが、大分変わってきて、子どもを中心になってきているので、これも多分改定もまた進んでいくんじゃないかなと思うんですけど。やはり言われるようにですね、子どもを小学生中学生、もちろん高校もですね。子どもたちのことっていうところをもう少し中心に変えていただけたらいいかなと私も思いました。

それとすみません、別件でいいですか。

インターネットによる人権侵害というところで、子どもたちの間でもこれはすごく大きな問題で、例えば先ほどの私が少しお話をした被差別部落に関わる部分もそうなのですが、書き込みをしているのをモニタリングチェックするかというのはどんな状況なのか、また、実際インターネットでこういうふうな被害に遭ったとかそういう状況というのは佐世保市の方ではどうなのかなと思って伺わせていただきます。

事務局：インターネットの被害につきましては、県がモニタリング調査を行っています。また人権擁護局で行っている人権侵犯事件では、インターネットによる人権侵害の件数は全国的にたくさん上がっていますが、市としては申し訳ございません、内容は市内の案件として把握はできていないのが現状です。

会長：他ございませんでしょうか。

委員：すみません。基本的なことをお聞きして申し訳ないですけども、この基本計画の項目というのは今後変更もあり得るということですか。これは国のモデルみたいなものがあるって、それに則って各地域の特性を鑑みながら作成されているものなのか。

あと先ほど申しましたように、計画に上がってくる項目ですね、これも何か変

更がされていくようなことも改定の中であり得るものなのか。その辺をお聞きしたいのですけれども。

事務局：計画の見直し改定につきましては、この後の議題資料 5 の方で簡単にご説明したいと思いますが、基本的には、国が計画を作られまして、国が作って県が作って市が作るという流れがありますが、国が今年度改定をされましたのでそれに合わせまして市の計画も見直す予定としております。

これまでも小さな法改正や新たな法ができて人権のベースといいますが、これまでの計画の中で包括的にやっていこうということで、大きな改定はしておりませんでした。今年来年以降ですね、見直す予定にしております。

以上です。

会長：他ございませんでしょうか。

委員：最後にお話をされたパートナーシップ宣誓制度ですね。

長崎県が令和 8 年からということで、今後の佐世保市に具体的に入ってくるのが、大体いつぐらいになりそうとかそういうのがもし分かりましたら、今後の計画をお願いします。

事務局：県の方からは具体的な開始日の案はまだ出されておらず、令和 8 年度の早い段階からとしかまだ公表されていないのですが、県が準備等々進められて、その途中で県内の各自治体の方にも進捗状況等が報告あるかと思えます。

本市では、県が始められるときにスタートができるように、準備をしておきたいと思ひまして、現在、役所内の関係部署をはじめ、周知を図り始めているという段階です。以上です。

会長：他にご質問ご意見がございませんか。

ないようでしたら次の議題 2 その他に移りたいと思います。

佐世保市人権教育啓発基本計画について。事務局からの説明をお願いいたします。

議題（2）その他・佐世保市人権教育・啓発基本計画の実施状況について

資料 5 について、事務局から説明

事務局：それでは佐世保市人権教育啓発基本計画、現在改訂版の見直しについてご説明いたします。

資料 5 をご覧ください。佐世保市人権教育啓発基本計画、少し長いので人権計画と略して申し上げます。

本市の人権計画は、1番に記載しております「これまでの経過」の表に記載しております通り、平成14年に国が平成18年に県が計画を策定された後の平成22年3月に初めて5年の計画期間を設定して策定されております。その後、平成23年に国が北朝鮮当局による拉致問題についてを追記する一部改定をされ、本市では計画策定から5年後の平成27年3月に拉致問題を加え、人権課題については短期間で大きく変わることはないとの見解から、必要に応じて各種施策の見直しを行うこととして、期限を定めない形で改定をいたしております。

現在の人権計画につきましては、令和4年度にこちらの審議会で現状に合わせた改定が必要ではないかのご意見をいただき、また令和5年度には市民団体から改定についての要請もございました。

本市といたしましては、国の計画改定に合わせて本市計画の改定を行うこととしてそちらのタイミングで整理をしてきております。

そうしてありましたところ、令和6年度から国の計画見直しが始まり、今年の6月に国が第二次基本計画を策定されましたので、本市も計画の見直しを行っていくこととして現在、予算要求を行っているような状況です。

国が策定されました第二次基本計画ですが、主な変更点につきましては資料の2番に記載しております通りです。

本市の計画も、国の変更点を参考としながら、また長崎県が令和8年に人権条例の制定に向けて動かれておりますことでもありますので、そちらの状況も確認しながら、見直しを行っていきたいと考えております。

来年度予算が認められましたら、本市人権計画の見直しを進めていくこととなりますが、こちらの審議会において計画素案に対するご意見をいただき、また最終案について、お諮りをして参りたいと考えております。

計画の見直しにつきましては、審議会の場でなくても結構です。

委員の皆さまが、何か気づかれた時点で事務局の方までご意見をいただければ事務局としては非常に助かる状況がございますので、ぜひ皆様よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

会長：ただいま事務局の方から提案理由などの説明がございましたが、委員の皆さんはいかがでしょうか。

挙手していただければと思います。

何かございますか。

ご意見がございませんでしたので以上ということで、委員から出された意見につきましては、今後計画の見直しを進めた上で参考にさせていただきたいと思ひます。

それでは、次に議題2のその他の視察研修について事務局から説明をお願いい

たします。

視察研修について[人権教育中央研修会]

資料 6 について、事務局から「人権教育中央研修会」を人権施策審議会の視察研修として実施したい旨を説明。

委員了承の上、提案通り実施することとする。

会長：最後に委員の皆様で何かご質問ご意見等があればお願いいたします。

(意見なし)

事務局：それでは事務局から今後の事務の流れの説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

皆様本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

こちらの審議会の議事録につきましては、ホームページで公表いたしますが議事録要旨の確認につきましては会長へご一任をいただければと思っております。

そちらでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：それでは、議事録作成後は会長にご確認をいただいた後にホームページの方で公表させていただきたいと思っております。以上です。

会長：ご質問、ご意見出尽くしたようですのでこれをもちまして今回の議事を終了いたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

事務局：出口会長、議事進行お疲れ様でした、ありがとうございました。

ここで市民生活部長から一言あります。

部長：皆様本日のご審議大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

人権というのがなかなかその効果を目に見える数値ではかりづらいということもございまして、今回出している資料 1 の方の自己評価というところに至っているわけではございますけれども、この評価が決して自分たちにとって甘くならないようにできるだけその適正な評価となりますように今後も用いていきたいと思っております。

またご意見があっただけのように特に評価が低かったもの等については今後の取り組みまでしっかりご説明をさせていただいた上で、委員の皆様からのご評価をいただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

事務局：委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたるご審議と意見交換、誠にありがとうございました。これを持ちまして、令和7年度佐世保市人権施策審議会を終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

8. 閉 会

以 上